

一般県道柿木町蒲生線

「用地測量説明会」における質疑応答要旨

令和8年3月12日、15日

1. 道路計画に関すること

Q：交差点から西側についてはどこまで整備を行うのか。

A：現道柿木町蒲生線が2車線の道路であるため、交差点西側については、資料p19に着色されている範囲の中で4車線から2車線へ道路が擦りつくように整備する。

Q：資料p18のうち、越谷市道90511号線が進入禁止となっているが、通行できないのか。

A：現道越谷市道90511号線は、車両の通り抜けが出来なくなる。そのため、現道越谷市道90511号線と、改良後の越谷市道90511号線が接続する道路を新たに整備し、その道路を利用することで通行できるようにする。

Q：改良後の越谷市道90511号線は道路幅が広くないと思うが、信号機の設置や通学路の安全の確保はどのように考えているか。

A：今回、新しく整備する交差点に信号機の設置を行う。警察からは信号機の設置間隔が狭いと新たに設置することは難しい伺っている。引続き警察と協議していく。また、通学路の安全確保については、車両の通行が少なくなる現道越谷市道90511号線を利用することを考えている。

Q：越谷市道90513号線や越谷市道90522号線の交通規制を行う予定はあるか。

A：柿木町蒲生線バイパスを整備することで、大型車両を含めた交通量の大部分はバイパスに転換されるため、現道柿木町蒲生線の交通量は少なくなると考えている。規制については警察と協議していく。

Q：越谷市道90513号線の道路拡幅の予定はあるか。

A：今回の整備の中で拡幅する予定はない。

A：(越谷市回答)

現在、拡幅する予定はない。また、「越谷市まちの整備に関する条例」においても越谷市道90513号線は既に道路後退が完了している道路である。

Q：完成まで10年とのことだが、蒲生方面はいつ頃着手する予定なのか。

A：越谷市内の一部区間については既に整備が完了している。また、さいたま県土整備事務書で越谷市、草加市、川口市境の区間で整備を進めている。現時点で整備時期については申し上げられない。

Q：蒲生方面への整備時期について見通しが立っていないのであれば、東西のネットワーク強化にはならないのではないか。

A：少しずつ道路整備を進めていくため、蒲生方面の区間を整備しないというわけでは無く、着実に今回の事業区間について整備を進めていく。御理解いただきたい。

Q：事業区間と都市計画道路の延長が異なるのではないか。

A：3・3・43 蒲生・柿木川戸線と3・3・50 蒲生柿木川戸線の一部区間を含めた約1kmが今回の整備区間である。そのため、都市計画道路の延長と一致しているわけではない。

2. 用地取得に関すること

Q：用地交渉（買収）はどの場所から進めていくのか。

A：用地測量の際に、事業の協力についての意向調査をさせていただき、それ基に交渉を進めさせていただく。要望等があれば、連絡いただければ個別に対応する。

Q：物件調査から土地の引き渡しまで、どのくらいの期間を想定すればよいか。

A：用地測量の際に、いつ物件調査を行ってよいか意向を確認させていただく。物件調査開始してから約半年で調査結果がでる。その後、用地補償説明をさせていただき移転となるため、約1～2年程度かかると想定してもらいたい。

【その他】

Q：柿木町蒲生線の隣接地に住んでいないが、なぜ説明会に呼ばれたのか。

A：柿木町蒲生線の整備範囲に土地をお持ちの方々及び隣接地にお住まいの方々に対して、説明会の案内をしている。また、柿木町蒲生線の事業を進めるのにあたり、地域の皆様に広く知っていただくため、周辺地域にも説明会の案内をしている。